

2020年1月23日

消費者庁消費者政策課御中

「第4期消費者基本計画」(案)に関する意見

東京消費者団体連絡センター

「第4期消費者基本計画(案)」に関して以下の通り意見を申し述べます。

1. 消費者基本計画は消費者の安全・安心のために必要な施策がカバーされるべきものであり、消費者行政の司令塔としての役割を担う省庁として消費者政策を全方位的な視野からとらえた計画としてください。(全般)

2019年8月には「第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会」報告書をふまえた「第4期消費者基本計画の構成(案)」が出されましたが、今回、示された計画(案)に十分反映されているとはいえません。消費者基本計画は政府全体の消費者政策に関する計画です。その推進において、消費者庁所管案件はもとより、他省庁所管案件にも消費者視点でメスを入れるのが消費者行政の司令塔として消費者庁に期待される役割であると考えます。消費者庁の現状の体制・力量を前提とした計画ではこれからの5年間で政府の消費者政策が後退することが懸念されます。消費生活の安全・安心のために必要な施策がカバーされた内容としてください。

2. 第1期から第3期消費者基本計画の総括を記述してください。(第1章)

第1章では消費者基本計画についての経緯等の記述がありますが、第1期から第3期消費者基本計画を遂行し、できたこと、できなかったことに対する総括がされていません。総括を行った上で、これまでの取組における教訓と、消費者基本計画を遂行する上での課題の整理を第1章中で記述してください。また、1.の歴史の中に、食品安全委員会の設置(2003年)、消費者契約法改正による消費者団体訴訟制度の創設(2006年)、消費者安全調査委員会の設置(2012年)の記述がありません。これらは消費者の安全・安心な暮らしのために果たすべき役割は大きいものになっています。ぜひ、加筆してください。

3. 消費者被害の防止に関して、「厳格な法執行」に加え、「着実な法整備」の記述を加筆してください。(第3章2(1)①)

昨年8月に意見募集が行われた「第4期消費者基本計画の構成(案)」には、「政策推進の基本的な方向」の中に「着実な法整備と執行力の強化」が位置づけられていましたが、今回の案では「着実な法整備」の記述が落ちています。消費者契約法や消費者裁判手続特例法など、法律の見直し期限が到来している課題があります。また、この間の預託商法被害の続発をふまえて預託法改正が検

討されるべきです。特定商取引法についても、通信販売の定期購入をめぐる被害の多発に対応した法改正（民事効の付与）や、被害実態をふまえた適用除外分野の見直しなども必要と考えます。このように法整備に係る課題は多く、「着実な法整備」の記述を加筆してください。

あわせて、今回の案の第3章や第5章では、「消費者被害の防止」の記述はありますが、「救済」の観点が不足しており、追記を検討してください。

4. 「販売預託商法に対する規制強化のための法改正」を課題として明示してください。（第5章1（2）①）

安愚楽牧場事件、ジャパンライフ事件、WILL事件と、悪質な「販売預託商法」による被害が続いています。現行法による規制及び事後的民事的方法では、被害の拡大防止や回復が著しく困難です。

「いわゆる『販売預託商法』に関する消費者問題についての消費者委員会意見」（令和元年8月30日消費者委員会）でも提起されている通り、禁止行為の法定と民事効の付与、元本保証の禁止及び犯罪収益の没収、並びに参入規制導入の検討など、課題として法整備について明示することを強く求めます。

5. 海洋プラスチックごみの削減にマイクロプラスチックによる海洋汚染対策についても追加してください（第5章2（2））

プラスチックごみ削減対策として「プラスチック・スマート」キャンペーンを展開するとありますが、マイクロプラスチックによる海洋汚染も世界的な問題となっています。劣化して微細片になるプラスチック対策としては「プラスチック・スマート」に取り組むことは有効と考えますが、始めからごく小さく作られた洗顔料などのスクラブ剤、工業用研磨剤、二次的マイクロプラスチックとなる漁網やロープや衣類の合成繊維片、アクリルたわし、メラミン樹脂製のスポンジ、人工芝等への対策は取られていません。事業者はマイクロプラスチックの発生を抑制する製品の研究開発を進める必要があると考えますので、そのことを加筆してください。

6. 地方消費者行政の財政問題について、「第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会」「地方消費者行政強化作戦2020策定に関する懇談会」報告書を踏まえた記述を加筆してください。（第4章（3）および第5章5（3））

消費者庁「第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会」報告書では、「地方の消費者行政の推進に必要な財源をどのように確保・充実していくのか、第4期消費者基本計画において検討する」とされ、「地方公共団体が一定期限までに安定的な地方の一般財源に裏付けられた消費者行政基盤を確立するための方策を講ずる」「専ら消費者行政関係施策に充てられる財源確保に向けて検討」が挙げられていました。

また、消費者庁「地方消費者行政強化作戦2020策定に関する懇談会」報告書では、「国・地方公

共団体共に必要な財源が確保されるよう取り組む必要がある」として、「消費者庁は、平成 30 年の消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議等も踏まえ、財政支援策の検討を進める」との記述も盛り込まれていました。

消費者庁の役割として、自治体の自主財源確保を支援するだけでなく、上記の報告書を踏まえた記述を加筆してください。

7. いわゆる「すき間事案」に消費者庁が積極的に対応する旨の記述を加筆してください。(第 4 章 (4))

消費者庁「第 4 期消費者基本計画のあり方に関する検討会」報告書では、「取引の多様化・複雑化等への迅速・的確な対応」の項で、「どの省庁等の所掌にも属さない事業・サービスに対する積極的対応」が挙げられていました。

これに対し、今回の案ではすき間事案への対応について、「事業者・事業者団体の自主規制に消費者行政の視点を反映する取組を進める」という記述にとどまっていますが、消費者庁が「消費者行政の司令塔」として、消費者安全法を活用して積極的に対応する旨も加筆してください。

8. 「適格消費者団体への財政支援」を加筆してください。(第 5 章 1 (4))

適格消費者団体の公益的活動に対する国の財政支援の必要性については、消費者庁及び消費者委員会設置法の附則・附帯決議や、改正消費者契約法等の附帯決議にも位置付けられており、この具体化が必要です。「団体を支援する民間基金の周知・広報」だけが消費者庁の役割ではありません。適格消費者団体が持続的に活動していくためには国の財政支援が喫緊の課題と考えます。今回の案に加筆してください。

9. 「消費者団体の活性化・機能強化」について、より具体的に加筆してください。(第 5 章 5 (1))

「第 4 期消費者基本計画のあり方に関する検討会」報告書では、「消費者団体の活性化・機能強化」として、「今後は消費者団体の活性化と機能強化の両方を実現するために関係者が連携して対策を講ずる必要がある」「時代の状況に対応した消費者団体の活性化については、消費者団体と行政、事業者が連携して政策的に検討する場が必要である」と記述されており、この具体化に期待します。このことも今回の案に加筆してください。

以上